



発行 東京都

目次

74

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…
……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、平成29年財政援助団体等監査、平成30年定例監査、平成30年財政援助団体等監査、平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）、令和元年定例監査、令和元年工事監査、平成30年度各会計歳入歳出決算審査及び令和元年財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年6月29日

- 東京都監査委員 大 津 ひろ子
- 東京都監査委員 高 橋 信 博
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
- 東京都監査委員 松 本 正 一 郎

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和2年第1回の措置状況は、表1のとおりである。

今回は、措置対象571件から前回までに措置済みとなっている442件を差し引いた129件のうち、72件（指摘：61件、意見・要望：11件）が改善された。残る57件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置40件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組112件、合計152件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・ 案内表示等の見直しや新たな表示等の実施など、都民サービスの向上
- ・ 同種の契約をまとめて経費削減を図るなど、契約・仕様等の見直し
- ・ 組織の垣根を越えた技術支援の導入や新たな財団の設立など、ルール・体制の構築

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、同機断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表1) 措置状況

実施 年度	監査種別	監査実施 期	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)	
							指 摘	意見・要望
平成 24	行政監査 (本職の職務の運用・ 管理について)	平成 24.9.18 ～ 25.1.31	指 摘	16	15	—	—	1
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	16	15	—	—	1
平成 28	財政援助団体等監査	平成 28.9.1 ～ 29.1.26	指 摘	83	82	—	—	1
			意見・要望	3	3	—	—	0
			計	88	87	—	—	1
平成 29	財政援助団体等監査	平成 29.9.6 ～ 30.1.25	指 摘	52	52	—	—	0
			意見・要望	9	7	1	—	1
			計	61	59	1	—	1
平成 29	行政監査 (システム投資の有効性 について)	平成 29.10.11 ～ 30.2.1	指 摘	3	3	—	—	0
			意見・要望	1	—	—	—	1
			計	4	3	—	—	1
平成 30	定例監査	平成 30.1.10 ～ 30.8.30	指 摘	111	105	5	—	1
			意見・要望	4	4	—	—	0
			計	115	109	5	—	1
平成 30	公営企業各会計 決算審査	平成 30.6.1 ～ 30.8.30	指 摘	2	1	—	—	1
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	2	1	—	—	1
平成 30	財政援助団体等監査	平成 30.9.3 ～ 31.1.31	指 摘	68	64	4	—	0
			意見・要望	4	3	—	—	1
			計	72	67	4	—	1
平成 30	行政監査 (公の施設の指定管理に ついて)	平成 30.7.17 ～ 31.1.31	指 摘	—	—	—	—	—
			意見・要望	29	20	4	—	5
			計	29	20	4	—	5
平成 30	行政監査 (情報システムの別種的 かつ効果的な運用について)	平成 31.1.31 ～ 31.1.31	指 摘	11	9	—	—	2
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	11	9	—	—	2
令和 元年	定例監査	令和 元年 8.29 ～ 9.5	指 摘	68	53	12	—	3
			意見・要望	11	3	4	—	4
			計	79	56	16	—	7
令和 元年	工事監査	令和 元年 2.1.16 ～ 2.1.16	指 摘	27	—	26	—	1
			意見・要望	1	—	1	—	0
			計	28	—	27	—	1
令和 元年	各会計繰入歳出 決算審査	令和 元年 7.12 ～ 8.29	指 摘	19	16	3	—	0
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	19	16	3	—	0
令和 元年	行政監査 (都における情報シ ステムの内部統制のあり方について)	令和 元年 9.9 ～ 2.1.30	指 摘	—	—	—	—	—
			意見・要望	1	—	—	—	1
			計	1	—	—	—	1
令和 元年	財政援助団体等監査	令和 元年 9.9 ～ 2.1.30	指 摘	44	—	11	—	33
			意見・要望	2	—	1	—	1
			計	46	—	12	—	34
合 計			意見・要望	504	400	61	—	43
			計	67	42	11	—	14
			計	571	442	72	—	57

(単位：件)

(表2) 各実施年の監査の改善率

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	
						指 摘	意見・要望
平成24年	指 摘	238	237	1	0	99.6	1
	意見・要望	7	7	—	—	100	0
		計	245	244	1	99.6	1
平成28年	指 摘	238	237	1	0	99.6	1
	意見・要望	19	19	—	—	100	0
		計	257	256	1	99.6	1
平成29年	指 摘	271	271	—	—	100	0
	意見・要望	26	23	3	1	92.3	2
		計	297	294	3	99.3	2
平成30年	指 摘	232	219	13	9	98.3	4
	意見・要望	37	27	10	4	83.8	6
		計	269	246	23	96.3	10
令和元年	指 摘	160	71	89	52	76.9	37
	意見・要望	15	3	12	6	60	6
		計	175	74	101	75.4	43

(単位：件)

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分	平成29年		平成30年		令和元年			計	
	財援	定例	財援	行政 (議定書)	定例	工事	各会計 出入簿 決算書		財援
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	1	—	3	4
	イ 財産・物品管理	—	4	1	—	2	—	—	7
	ウ 会計処理	—	—	—	—	1	—	—	3
	エ 事務処理等	1	1	2	4	6	1	1	4
	小計	1	5	3	4	9	1	3	26
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定・改正	—	—	1	—	1	—	—	6
	イ 契約・仕様等の見直し	—	—	—	—	4	4	—	8
	ウ ルール・体制の構築	—	3	2	2	5	23	2	45
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	2	—	—	5
	小計	—	3	2	2	8	27	1	48
合計	1	10	9	6	29	66	6	152	

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり
 (注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値
 下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したものの 郡税、使用料等の債権を追加徴収したものの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したものの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したものの 工作物、設備、物品等を修理・交換したものの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したものの 財産に関する調書への記載誤りを修正したものの 調定登録されていた歳入を適正に処理したものの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したものの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続を是正したものの 契約中の工事、事業内容等を是正したものの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したものの 基準等に基づき、ホームページの改修を行ったものの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したものの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定したものの 要綱、指針、基準等を現状に即した内容に改正したものの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したものの 特記仕様書等への記載事項を見直したものの 報告書等の様式を改めたものの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したものの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したものの 情報共有・チェック機能を強化したものの 関係職員に対し研修を実施したものの
エ 研修等の実施	関係職員を既存の研修に参加させたものの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したものの

1 主な措置事例
【都民の安全・安心に資するもの】

道路上にポットホールと呼ばれる穴が発生する原因を特定し、原因除去に向けた対策方針を示したもの

港湾局 No. 5 (平成30年定例監査)

【措置の概要】

港湾局が管理する海底トンネルで発生するポットホール(注)について、頻繁に発生し、補修を繰り返している箇所があるにもかかわらず、発生原因の調査等が行われていなかった。

そこで、発生原因の調査や対応の検討を行うよう求めた。

(注) 道路の舗装表面が陥没してできた穴

【措置の概要】

局は、他機関へのヒアリング、事例収集、現場調査等を行い、ポットホール周辺の潜水等がポットホールの発生原因であると特定した。今後は、舗装構造内に潜水等が生じないよう排水工法や止水工法等による対策を行う。

【都民サービスが改善されたもの】

利用者の声を反映し施設の案内表示等の見直しを行い、サービス向上を図ったもの

公益財団法人東京都歴史文化財団 No. 11 (平成30年行政監査)

【意見・要望の概要】

東京都写真美術館におけるアンケート等の実施状況について見たところ、駅からのアksesやチケット売場の場所が分かりにくいという声や、展示作品のキャプションや展示順路の案内について改良を求める意見等があった。そこで、利用者の視点に立った、より一層のサービス向上について検討を求めた。

【措置の概要】

財団は、利用者の視点から検討を行った結果、最寄り駅からの歩道出口に経路案内の掲示板を新たに設けることとした。また、チケット売場と展示情報を掲載したフロアマップを作成し、出入口に掲出するとともに、各受付で配架するようにした。

新たな展示やイベントを実施し、施設の利用促進に取り組んだもの

教育庁・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 No. 14 (平成30年行政監査)

【意見・要望の概要】

東京都立埋蔵文化財調査センターの企画展示は年1回展示替えを行うこととされているが、「選りすぐりの逸品」を月替わりで紹介する「今月の逸品コーナー」を除くと、毎年3月中旬の展示替え以降、年間を通じて同じ展示となっている。

同種の他館の状況を見ると、企画展示は半年に1度程度は展示替えをしている例が多いことから、企画展示の展示替えを年度内に複数回行うなど、利用促進に向けた更なる取組の検討を求めた。

【措置の概要】

財団は、東京文化財フォーラム2019の特別公開事業として、特別展示「重要文化財特別公開 - 日本最古級の縄文遺跡」を開催するとともに、ギャラリートークを実施した。

庁は、当該展示の事前告知として、都庁においてパネル展示等を行い、効果的なPRに努めた。

水道料金の減額制度について、適切な案内情報に更新するとともに、対象施設に対し適切に制度が適用されるよう事務処理の手順を見直したもの

水道局 No. 30 (令和元年定例監査)

【意見・要望の概要】

社会福祉施設に対する水道料金の減額制度に関する案内を見たところ、①局ホームページに減額対象となる施設区分の記載がない、②問合せ等があった場合に提示する「減免措置の対象となる社会福祉施設一覧」(以下「一覧」という。)に減額対象事業の一部が掲載されていないという状況であった。そこで、社会福祉施設の減額制度に係る広報の見直しを検討するよう求めた。

【措置の概要】

局は、ホームページに減額制度の「対象施設」に係る記載を追加するとともに、一覧を最新の情報に更新した。

今後、法改正があった際は、福祉保健局に照会した上で一覧を更新することとし、また、新たに社会福祉施設が追加された場合は、当該施設に対し適切に減額制度が適用されているか、各営業所に調査を行うこととした。

【経費の削減につなげたもの】

同種の契約をまとめることにより、経費の削減を図ったもの

港湾局 No. 20 (令和元年定例監査)

指摘の概要

東京港建設事務所は、新海面処分場の整備及び伊豆諸島の港湾・漁港整備のために製作されたケーソン(注)の管理委託について、2件の契約を締結している。これらの契約を見たところ、履行場所や業務内容が重複するほか、契約期間も一致しており、同一の契約でも実施することが可能なものであった。2件の契約における業務内容を同一の契約で行った場合、経費を3.5万円削減できることから(監査事務局試算)、経済性を考慮して契約を発注しよう求めた。(注) 防波堤や岸壁等の基礎や本体として設置される中空の箱状のもの

措置の概要

所は、安全性及び経済性を考慮した結果、令和2年度の本管理委託においては、2件の委託契約を1件にまとめた。

【事業の実施体制やチェック体制の充実強化を行ったもの】

新たな財団を設立し、多文化共生社会の実現に向けた体制を強化するとともに、事業の拡充を進めるもの

生活文化局 No. 28 (令和元年定例監査)

意見・要望の概要

都民生活部は、東京都国際交流委員会が行う多文化共生等に係る事業に対し補助金を交付するとともに、これらの事業について点検・評価を行っている。その結果、部は、委員会が「東京都多文化共生推進指針」に定める役割を果たせていないとして、より効果的な推進体制について調査・検討するとしているが、監査日現在、体制整備に向けた具体的なスケジュールが確認できなかった。そこで、多文化共生社会づくりの推進に当たり、委員会の役割・機能の強化、事業拡充及びそれに対する効果的な補助のあり方について検討を求めた。

措置の概要

局は、多文化共生社会実現のための喫緊の課題に対応するため、令和2年10月を目標に新たな財団を設立することとした。新財団では、委員会の事業を引き継ぐとともに、地域日本語教育推進事業や通訳派遣事業といった新たな事業を検討し、実施していく。

組織の垣根を越えた技術支援の仕組みを新たに構築し、チェック体制の強化を図ったもの

建設局 No. 37 (令和元年工事監査)

指摘の概要

建設局は、井の頭恩賜公園内の橋りようを架け替える工事を発注するための設計委託を行っている。この委託報告書について見たところ、次のとおり、仕様書で定めた業務が行われていない状況であった。

- ① 施工計画において、橋台部分の施工手順や使用する建設機械とその配置が検討されていない。
- ② 仮設構造物の構造計算において、ボイリソング(注)の検討が行われていない。
- ③ 仮設構造物の材料選定において、過大なサイズの鋼材が選定されており、経済的な仮設計画が行われていない。

その結果、工事発注に当たっては、設計内容の再検討が必要となることから、設計委託の検討内容について受託者を適切に指導・監督しよう求めた。

(注) 工事の現場を採掘する際、採掘の進行に伴って採掘面と矢板の背面とに水位差が生じ、採掘底面の安定が損なわれ、矢板が傾き、背面が陥没する現象

措置の概要

局は、設計内容の修正を行うとともに、他部署に在籍する専門技術に精通する職員へ助言を求めするなど、各部署の相互連携による技術支援の仕組みを新たに構築し、チェック体制の強化を図った。

計算様式を改善し、積算誤りが発生するリスクを低減させたもの

教育庁 No. 5.4 (令和元年工事監査)

【措置の概要】

教育庁は、都立学校における自家用電気工作物（注）の安全を確保するため、委託により点検を行っている。

維持保全業務積算指針では、標準的な単価は、原則として、維持保全業務積算標準単価表（以下「標準単価表」という。）によることと定めている。また、標準単価表によることが困難な場合は、原則として、3社以上の事業者を選定し、見積りの最低価格を単価を設定することとしている。

そこで、本契約の積算について見たところ、①標準単価表に記載があるにもかかわらず標準単価を採用していない、②2社の見積りの最高価格を単価に維持保全業務費を設定している状況であった。

このため、積算額約190万円が過大なものとなっていることから、積算を適正に行うよう求めた。

（注）電力会社等から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備

【措置の概要】

庁は、表計算ソフトで作成した積算シートに変更を加え、標準単価表に記載がある項目は標準単価を事前に入力しておき、見積単価を入力できないようにした。

また、標準単価の有無や見積りによる単価設定を確認するためのチェックリストを作成した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指展区分別）のとおりであり、表4及び表5の員欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。
なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、前述別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指橋事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分	
			1	2
1	オリエンタル・パブリック・ホールディング（公益財団法人東京電力ホールディングス株式会社） F.A別の予備執行額額の把握による適切な予算管理について		◎	

平成30年定例監査

【指橋事項】				
2	中央郵便出庫	自動火災検知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの	◎	
3	建設局	使途許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの	◎	○
4	建設局	施設の使用状況等の報告を滞りなく行うべきもの	◎	○
5	港務局	ボートホールの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの	◎	
6	交通局	点検結果の対応を速やかに行うべきもの	◎	○

平成30年財政援助団体等監査

【指橋事項】				
7	総務局（注1） 東京（注1）	外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの	◎	◎
8	生活文化局（公益財団法人東京福祉財団）	個人情報取扱業務を適正に行うべきもの	◎	○
9	スポーツ・文化・ボランティア推進課（公益社団法人東京スポーツ文化振興会）	郵送品について、無償貸付物品一覽表に適正に記載し、管理を適切に行うべきもの	◎	○
10	防災推進本部（公益財団法人東京防災協会）	消防用設備について適切な改善措置を講じるべきもの	◎	○

平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）

【意見・要望事項】				
11	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	利用者の視点に立ったサービスの提供について	◎	○
12	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	利用促進に向けた取組について	◎	○
13	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	利用促進に向けた取組について	◎	○
14	教育庁（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	利用促進に向けた取組について	◎	○

（注）理、東京都公立大学法人、以下同じ。

番号	対象局(団体)	事項	措置区分	
			1	2
令和元年定例監査				
【指摘事項】				
15	生活文化局	防災資金に係る産別管理事務を効率的かつ効果的に行うべきものの		◎
16	生活文化局	防災の申請受付・交付業務委託の廃棄を適切に行うべきもの		◎
17	病院運営本部	物流管理業務委託における期間の延長の把握等を行うべきもの		◎
18	産業労働局	労働業務委託について、適正な契約を締結すべきもの		◎
19	港務局	東京港の用子リーナにおける浮技師の点検診断を適正に行うべきもの		◎
20	港務局	経済性を考慮して契約を要注すべきもの		◎
21	港務局	契約締結名等の債権管理を適正に行うべきもの		◎
22	水道局	視覚障害者誘導用ブロンクの配置が適切となるよう改善すべきもの		◎
23	教育庁	受水槽清掃委託契約の運行管理及び運行履歴を適切に行うべきもの		◎
24	教育庁	災害対策用木器保守点検委託の契約目途額の算出を適切に行うべきもの		◎
25	教育庁	給食会計事務を適切に行うべきもの		◎
26	教育庁	直接負担経費の事務処理手順を定めるべきもの		◎
【意見・要望事項】				
27	財務局	始業通勤型の財政的活用について		◎
28	生活文化局	東京都国際交流委員会に対する補助事業について		◎
29	福祉保健局	災害発生時の初期に医療救護班が使用する医療用資材等である手袋について		◎
30	水道局	社会福祉施設の見直し制度に係る広域について		◎
令和元年工事監査				
【指摘事項】				
31	都市整備局	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
32	福祉保健局	無収病室の清掃の適正に行うべきもの		◎
33	福祉保健局	補助作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
34	福祉保健局	最低制限価格の算定を適正に行うべきもの		◎
35	中央卸売市場	解体工事の積算を適正に行うべきもの		◎
36	中央卸売市場	汚水槽から排出される汚泥の処理を適正に行うべきもの		◎
37	建設局	設計委託の発注内容について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
38	建設局	交通整理員の積算を適正に行うべきもの		◎
39	建設局	あと施工アスファルトの積算を適正に行うべきもの		◎
40	建設局	アスファルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
41	港務局	コンクリート折面修繕材の品質及び規格について設計図書に記載すべきもの		◎
42	港務局	防波堤の設計を適正に行うべきもの		◎
43	交通局	鉄道事業者との協議状況を特記仕様に記載すべきもの		◎
44	交通局	経費費の積算を適正に行うべきもの		◎

番号	対象局(団体)	事項	措置区分	
			1	2
45	交通局	ポリカーボネイト車体の品質管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
46	水道局	スポンジ製受水の積算を適正に行うべきもの		◎
47	水道局	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
48	水道局	地元住民との調整を適切に行うべきもの		◎
49	下水道局	任意仮設に必要な条件の明示を適切に行うべきもの		◎
50	下水道局	調査費等に係る現場管理費及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの		◎
51	下水道局	人孔上組改良工(機械施工)の品質管理を適正に行うべきもの		◎
52	下水道局	あと施工アスファルトの品質管理を適切に行うべきもの		◎
53	下水道局	施設管理費との調整を適切な時期に行うべきもの		◎
54	教育庁	自家再発注工作物保安管理業務委託の積算を適正に行うべきもの		◎
55	教育庁	開口部における落盤防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
56	警視庁	ALC版撤去の積算を適正に行うべきもの		◎
57	水道局	水道施設点検要領(案)の改定について		◎
平成30年度各会計歳入歳出決算審査				
【指摘事項】				
58	福祉保健局	債権が計上遅れとなっているもの		◎
59	福祉保健局	物品管理を適切に行うための方を講じるべきもの		◎
60	教育庁	物品が盗難損れとなっているもの		◎
令和元年財政援助団体等監査				
【指摘事項】				
61	生活文化局(東京都国際交流協会)	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの		◎
62	生活文化局(学校法人日野しちゆり学園)	私立幼稚園等から保育推進補助金を返還すべきもの		◎
63	福祉保健局(特定非営利活動法人色えむのつ)	補助金を定還するともに、借入を含め、補助金の取組を適切に把握し是正改善を図ることができると認められるべきもの		◎
64	福祉保健局(社会福祉法人等)	補助金の加算対象を要領等で明確にし、補助金申請に係る事務について公平性を担保すべきもの		◎
65	産業労働局(全国地方卸売流通協会)	事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの		◎
66	社会局(全国地方卸売流通協会)	賃料金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの		◎
67	港務局(東京港埠頭株式会社)	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの		◎
68	交通局(東京交通サービス株式会社)	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を適切にすべきもの		◎
69	交通局(東京交通サービス株式会社)	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの		◎
70	交通局(東京交通サービス株式会社)	委託契約の適正な履行を確保すべきもの		◎
71	交通局(東京交通サービス株式会社)	局借用地の改修等に係る事務を適切に行うべきもの		◎
【意見・要望事項】				
72	港務局(公益財団法人東京港島しょ振興公社)	リース契約車について		◎

(表5) 措置通知一覧(指地区別)

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	指地区分	
				1	2
【会計処理(歳入・収入)】					
67	産発局(東京港船渠株式会社)	1財援	自動車収報設備の改修費用を別に請求すべきもの	◎	
【債権管理】					
15	生活文化局	1定例	青葉管各に係る番形整理事務を列果的かつ列果的に行うべきもの	◎	○
21	産発局	1定例	契約締結金の債権管理を適正に行うべきもの	○	◎
【契約(仕様・積算)】					
16	生活文化局	1定例	所業の申請交付・交付業務委託の積算を適切に行うべきもの	◎	○
24	教育庁	1定例	災害対策用之水器保守点検委託の契約日割の算出を適切に行うべきもの	◎	○
【契約(履行確認)】					
23	教育庁	1定例	受水槽清掃委託契約の履行管理及び履行確認を適切に行うべきもの	◎	○
61	生活文化局(東京都国際交流委員会)	1財援	委託契約に係る履行完了時の検査権限を適切に実施すべきもの	◎	○
70	交通局(東京交通サービス株式会社)	1財援	委託契約の適正な履行を確保すべきもの	◎	○
【契約(その他)】					
18	産発局	1定例	清掃業務委託について、適正な契約を締結すべきもの	◎	○
20	産発局	1定例	経済性を考慮して契約を締結すべきもの	◎	○
68	交通局(東京交通サービス株式会社)	1財援	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの	◎	○
69	交通局(東京交通サービス株式会社)	1財援	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの	◎	○
72	産発局(公益財団法人東京都福祉会)	1財援	リース契約庫について	◎	○
【会計処理(歳出・支出)】					
66	産発局(全国地方新聞社連合会)	1財援	負担金の歳入に当たり、審査を適切に行うべきもの	◎	○
【補助金等】					
28	生活文化局	1定例	東京都国際交流委員会に対する補助事業について	◎	○
62	生活文化局(学校法人日野しちのり学園)	1財援	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	◎	○
63	福祉保健局(特定非営利活動法人えんぴつ)	1財援	補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果を選択的に評価し、是正改善を図ることのできる仕組みを構築すべきもの	◎	○
64	福祉保健局(社会福祉法人等101団体)	1財援	補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保すべきもの	◎	○
【財産管理】					
2	中央卸売市場	30定例	自動車収報設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの	◎	○
3	建設局	30定例	設計許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの	◎	○
4	建設局	30定例	施設の使用状況の報告を確保すべきもの	◎	○
5	産発局	30定例	ポイントプログラムの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの	◎	○
6	交通局	30定例	点検結果の対応を速やかに行うべきもの	◎	○
10	病院経営本部(公益財団法人東京都医療センター)	30財援	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	◎	○

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	指地区分	
				1	2
19	港務局	1定例	東京夢の島ワーカーズにおける浮床橋の点検診断を適正に行うべきもの	◎	○
22	水道局	1定例	指定廃棄物貯蔵用プロットの配置が適切になるよう改善すべきもの	◎	○
27	財務局	1定例	施業運動型の財産活用について	◎	○
58	福祉保健局	30決算	債権が計上されなくなったもの	◎	○
71	交通局(東京交通サービス株式会社)	1財援	局借付施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの	◎	○
【物品管理】					
9	オリンピック・パラリンピック準備局(株式会社東京スタジアム)	30財援	部所有物品について、無償貸付物品一覽表に適正に登録し、管理を適切に行うべきもの	◎	○
17	病院経営本部	1定例	物流管理業務委託における個別の差異の把握等を行うべきもの	◎	○
29	福祉保健局	1定例	災害発生時の初期に医療救護班が使用する医療用資材等に関する手続について	◎	○
59	福祉保健局	30決算	物品管理を適切に行うための方策を講じるべきもの	◎	○
60	教育庁	30決算	物品が運搬されなくなったもの	◎	○
【情報管理】					
7	産発局(公立大学生入都大(学業))	30財援	外部委託データの管理を適正に行うべきもの	◎	○
8	生活文化局(公益財団法人東京都生活文化財団)	30財援	個人情報保護事務を適正に行うべきもの	◎	○
【設計】					
37	建設局	1工事	設計委託の検討内容について受託者を適切に指導・監督すべきもの	◎	○
41	産発局	1工事	コンクリート断面修付材の品質及び規格について設計図書に記載すべきもの	◎	○
42	産発局	1工事	防護柵の設置を適正に行うべきもの	◎	○
43	交通局	1工事	鉄道事業者との協議状況を等記任録書に記載すべきもの	◎	○
49	下水道局	1工事	任意取扱いに必要な条件の明示を適切に行うべきもの	◎	○
【積算(単価設定)】					
35	中央卸売市場	1工事	解体工事の積算を適正に行うべきもの	◎	○
38	建設局	1工事	交通整理員の積算を適正に行うべきもの	◎	○
54	教育庁	1工事	自家用電気工作物保安管理業務委託の積算を適正に行うべきもの	◎	○
56	警視庁	1工事	A L C取壊法の積算を適正に行うべきもの	◎	○
【積算(数量積算)】					
32	福祉保健局	1工事	無収縮セメントの積算を適正に行うべきもの	◎	○
39	建設局	1工事	あと加工コンクリートの積算を適正に行うべきもの	◎	○
46	水道局	1工事	ステンレス製受水の積算を適正に行うべきもの	○	◎
【積算(諸経費等)】					
44	交通局	1工事	諸経費の積算を適正に行うべきもの	◎	○
50	下水道局	1工事	調査費等に係る現場管理費及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの	◎	○